

## 「終身サポート事業者」ガイドライン<sup>⑮</sup>

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」においては、事業者が契約を履行するに当たり「判断能力が低下した場合の対応」として、適切に成年後見制度を利用すべきことが記載されていますが、終身サポート事業者の多くは、認知症への事前の備えである「任意後見契約」の利用を積極的に行っていないケースが多いようです。



その理由の一つとして、利用者の身元保証を引き受ける終身サポート事業者が任意後見人になると、「利益相反のおそれがある」ということが言われています。利用者が高齢者施設に入居する際に、事業者が身元保証人を引き受けた場合、多くは連帯債務保証の機能が含まれています。万が一、利用者の資産が枯渇して施設への毎月の支払いが滞った場合、本人の財産管理をする立場の任意後見人が、連帯保証人として自己の財産から債務を弁済し、その代わりに弁済した債務を本人の財産から返還してもらう権利（求償権）を持ってしまうことが、本人と利益が相反する関係になるからということから、身元保証人を引き受ける事業者が任意後見契約を締結すべきではないと言われることが多くあります。

しかし、「任意後見契約に関する法律」では、決して本人と任意後見人の利益が相反する可能性がゼロであるべきと想定しているわけではありません。同法律第7条では、任意後見人が就任した時に必ず家庭裁判所から選任されて任意後見人の事務を監督する役割の任意後見監督人の職務を4つ挙げており、第4項において「任意後見人又はその代表する者と本人との利益が相反する行為について本人を代表すること」と規定されています。つまり、任意後見人として、当然に本人の施設への支払いが滞らないよう財産管理を行いつつ、それでも任意後見人が本人に代わって自己の財産を支出して本人への求償権が発生し、本人との利益が相反する事態が生じたときは、任意後見監督人が本人の側に立ってくれるという規定となっているのです。

裏を返せば、後見人に就任していなくても、財産管理の権限を委任契約において受けている事業者が身元保証人として連帯債務を負っている場合、法律上の何の救済策もないままに本人との利益相反関係が出来上がってしまうこととなり、その方が本人の権利擁護の観点では問題が大きいのではないのでしょうか。

その場合には、もし本人の判断力が低下していたら、任意後見でなくとも成年後見人等の法定後見制度を利用して、家庭裁判所という公のチェック機能の整った状況で本人の財産管理を行うべきです。しかし、法定後見制度を利用するためには、四親等以内の親族の協力が原則として必要となり、そもそも親族に頼れない・頼りたくないから事業者と契約している利用者にとって、四親等以内の親族に協力を仰がなければならない事態は、果たして望まれたものであるのか、契約に当たっては、この辺りの説明をきちんと受けて理解しなければならないでしょう。